

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺死亡率は、主要先進 7 か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年 2 万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から 10 年の節目に当たる平成 28 年に、自殺対策基本法が改正されました。この改正により、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

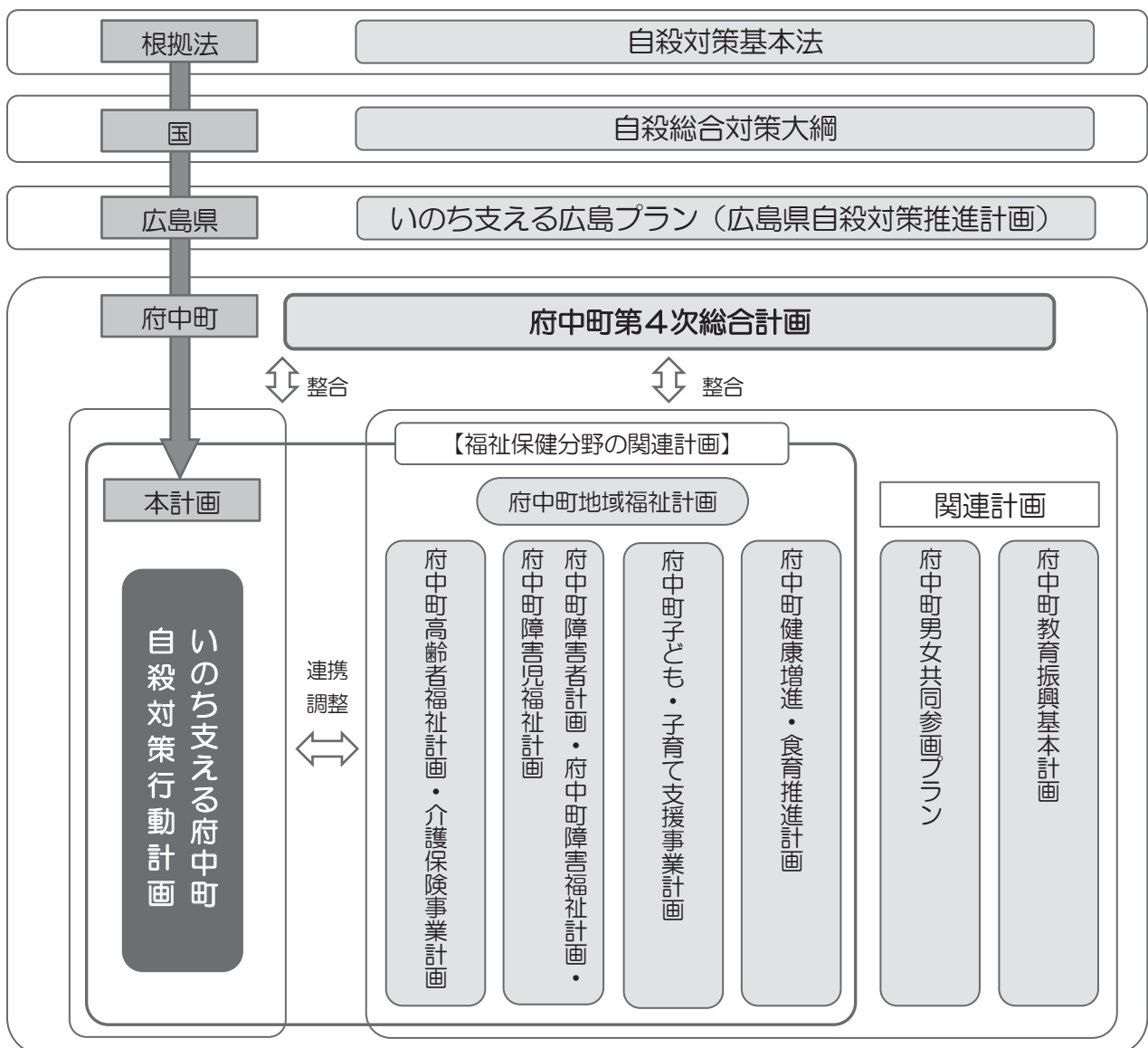
本計画では、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施すべきことを基本理念に明記するとともに、関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進、関係課等との役割の明確化と連携・協働を図りながら全庁的な取り組みとして推進していくことを目的とし、計画を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」であり、国が定める自殺総合対策大綱及びいのち支える広島プラン（広島県自殺対策推進計画）並びに地域の実情を勘案して、自殺対策を推進するための基本方針及び取組内容等を定めるものです。

また、「府中町第4次総合計画」の分野計画として位置づけられ、「府中町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「府中町障害者計画・府中町障害福祉計画・府中町障害児福祉計画」、「府中町子ども・子育て支援事業計画」、「府中町健康増進・食育推進計画」など健康・福祉に関する計画や、「府中町男女共同参画プラン」、「府中町教育振興基本計画」その他人権、教育、情報、就労、環境、まちづくり、防災などの生活に関連する諸分野の計画や施策との整合を図りながら、総合的に自殺対策の推進を図ります。

【計画の位置付け】



3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 31（2019）年度から平成 36（2024）年度までの 6 年間とし、社会情勢の変化など、必要に応じて見直しを行います。

	H28 [2016] 年度	H29 [2017] 年度	H30 [2018] 年度	H31 [2019] 年度	H32 [2020] 年度	H33 [2021] 年度	H34 [2022] 年度	H35 [2023] 年度	H36 [2024] 年度	H37 [2025] 年度	H38 [2026] 年度
府中町総合計画	第 4 次計画										(第 5 次)
いのち支える府中町 自殺対策行動計画				本計画							
府中町地域福祉計画	第 1 次計画		第 2 次計画					(第 3 次計画)			
府中町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第 6 期計画		第 7 期計画			(第 8 期計画)			(第 9 期計画)		
府中町障害者計画	第 3 次計画								(第 4 次計画)		
府中町障害福祉計画	第 4 期計画		第 5 期計画			(第 6 期計画)			(第 7 期計画)		
府中町障害児福祉計画			第 1 期計画			(第 2 期計画)			(第 3 期計画)		
府中町子ども・子育て 支援事業計画	H27～H31				(H32～H36)					(H37～H41)	
府中町健康増進・食育 推進計画	第 2 次計画										(第 3 次計画)
府中町男女共同参画 プラン	第 2 次	第 3 次計画					(第 4 次計画)				
府中町教育振興基本 計画	第 1 期計画				(第 2 期計画)					(第 3 期計画)	

※（ ）書きは、今後策定予定の計画

4. 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

「学識経験者」、「医療関係者」、「福祉関係者」、「教育関係者」、「各種団体関係者」などから構成される「府中町自殺対策計画策定委員会」を設置し、計画案の検討を進めました。

(2) 町民アンケートの実施

町民の問題意識を明らかにし、地域の特性や課題をとらえ、それに対応した取り組みや施策を実施するために、無作為に抽出した 18 歳以上の町民 2,000 人を対象にアンケートを行い、計画策定のための基礎資料としました。

アンケートの概要

種別	対象	配布／回収方法	対象者数	回収数（回収率）
町民アンケート	18 歳以上の町民 から無作為抽出	郵送配布／ 郵送回収	2,000 人	1,056 (52.8%)

(3) 計画案に対するパブリックコメントの実施

計画案について広く意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントの概要

実施期間	平成 31 年 1 月 18 日（金）から平成 31 年 2 月 15 日（金）まで
案の閲覧場所	町ホームページ、福祉課、役場 2 階ロビー、府中南交流センター
意見提出方法	窓口提出、郵送、ファクシミリ、電子メール
周知方法	町ホームページ、広報ふちゅう
結果	4 件（提出 1 名）

(4) 事業の棚卸し（関連施策の見直し）の実施

自殺対策は「生きることの包括的な支援」であるとの視点から、既存事業を最大限に活かすために、庁内の関連事業を広く把握することを目的に、事業の棚卸し（関連施策の見直し）を実施しました。